

年末調整の申告漏れの 対処マニュアル & 確定申告フロー



※チェックリストに従うことで、法令違反がないことを保証する資料ではありません。
※あくまで参考としてご活用いただくことを想定している資料です。実際の制度内容は国の資料等をご確認ください。
※当資料は、2025年3月時点の内容となっております。最新の情報はの資料等をご確認ください。

年末調整の申告漏れによる影響

年末調整で所定の控除申告を忘れた場合、以下のような影響が発生します。

1. 各種控除が適用されない

所得税は、収入から各種控除を差し引いた課税所得をもとに計算されます。

控除が適用されないと課税所得が増え、結果的に納税額も高くなります。

2. 翌年度の住民税が増える

住民税は、前年1年間の所得をもとに計算され、6月から給与天引きで納付が始まります。

年末調整で控除申告が漏れると、本来より高い課税所得をもとに住民税が決定されてしまいます。

3. 追徴課税のリスクがある

多くの場合、申告漏れは税金の払いすぎになりますが、状況によっては税金が不足するケースもあります。

この不足分を放置すると、税務署の調査で発覚した際に、本来の不足税額に加えて過少申告加算税や延滞税が課される可能性があります。

年末調整の申告漏れの対処法

申告漏れの対処法は、会社の年末調整業務の進捗状況によって決まります。

タイミング	対処法	詳細
会社の年末調整の締切前	会社で修正	速やかに会社の担当部署（人事・総務など）に連絡し、申告書の再提出や修正を依頼してください。
会社の年末調整の締切後 ～翌年1月末頃	会社で再調整 (可能な場合)	会社が全従業員の「法定調書」を税務署へ提出する期限は翌年1月31日です。この期限前であれば、会社側で年末調整の再計算に応じてもらえる可能性があります。まずは諦めずに担当部署へ相談しましょう。
会社での対応が終わった後 (2月以降)	自分で確定申告	会社での修正は不可能です。自身で確定申告を行い、税金の精算をする必要があります。

自分で確定申告する場合の手順

自分で確定申告する場合は、以下の手順で行います。

1. 必要書類の準備

手続きをスムーズに進めるため、事前に以下の書類を手元に揃えましょう。

- 会社の年末調整済みの「源泉徴収票」
- 申告漏れがあった控除の証明書（保険料控除証明書、iDeCoの掛金払込証明書など）
- マイナンバーカード（または通知カード＋本人確認書類）
- 還付金受取用の本人名義の口座情報

2. 申告書の作成

国税庁のウェブサイト「確定申告書等作成コーナー」を利用すると、画面の案内に従って入力するだけで申告書を作成でき、税額も自動計算されるため便利です。

3. 税務署への提出

作成した申告書は、ご自身の住所地を管轄する税務署へ提出します。提出方法は以下の通りです。

- **e-Tax**：マイナンバーカードを利用した電子申告を行います。
- **郵便・信書便**：管轄税務署宛に郵送します。
- **持参**：管轄税務署の窓口へ直接提出します。

還付申告について

確定申告の期間（原則2月16日～3月15日）を過ぎてしまっても、払いすぎた税金を取り戻す「**還付申告**」が可能です。

- **対象者**
確定申告の義務はないが、源泉徴収された税金が多すぎたため、還付を受けたい給与所得者など
- **申告可能期間**
申告したい年の翌年1月1日から5年間
- **手続き**
手順や方法は確定申告とほぼ同じです。「確定申告書等作成コーナー」で作成できます。
- **還付金の受取方法**
 - 指定した本人名義の預貯金口座への振込
 - 最寄りのゆうちょ銀行または郵便局の窓口で現金受取

【免責】

※当資料に従うことで、法令違反がないことを保証する資料ではありません。

※あくまで参考としてご活用いただくことを想定している資料です。また当資料は、表紙下の記載日時点の内容となっております。最新の情報、実際の制度内容は国の資料等をご確認ください。